

第 1 登録制度の趣旨

現代は、建築技術の進歩により、大規模な高層建築物が多く出現し、1日の大半をビル空間内で過ごす人々が増え、建築物の室内環境の重要性が増大してきました。そのため、昭和45年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

しかし、実際には環境測定並びに衛生的措置等は専門業者に委託されることが多いため、昭和55年の法改正において『衛生的環境の確保に関する事業の登録制度』（法第12条の2）が制定されました。

これは、建築物内の衛生環境確保の維持管理の実施に当たっては、専門的知識・経験並びに特別な機械器具を必要とするため、第三者に委託されることが多いことから、これら事業者の位置付けを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的としています。

なお、法において、登録は「都道府県知事の登録を受けることができる。」とされていますが、本県においては、知事の権限を県の各保健所長に委任及び新潟市に移譲しています。そのため、登録に関する事務処理は、県保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）及び新潟市保健所が行います。



第2 登録制度の概要

1 登録を受けられる事業の区分

法第12条の2において、登録は「事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。」とされ、登録を受けられる事業の区分は次のとおりです。

事業の区分	業務の内容
建築物清掃業	建築物における床、壁等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物の空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物の飲料水について、水道法第4条の規定による水質基準に適合する水が供給されているかどうかを検査する事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内における、ねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理、水質検査など建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度のものを用いて行う事業

2 営業所

登録は、事業区分に応じ『営業所』ごとに行われるものであり、この営業所とは「客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいうものであること。」とされています。

3 登録の有効期間

登録の有効期間は6年間であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（以下『再登録』という。）を受けなければなりません。

4 登録証明書

登録を行った場合には、登録証明書（本書P44）を交付します。

登録番号の付され方は以下のとおりです。再登録では、従前の番号がそのまま表記されます。

新	潟	<u>○○○○</u>	第	<u>○</u>	<u>○○</u>	<u>○○○</u>	号
		(1)		(2) - 1	(2) - 2	(2) - 3	
(1)	登録をした年（西暦）						
(2) - 1	登録業種ごとに区分						
	1 清掃業 2 空気環境測定業 3 飲料水水質検査業 4 飲料水貯水槽清掃業 5 ねずみ昆虫等防除業 7 空気調和用ダクト清掃業 8 排水管清掃業 9 環境衛生総合管理業						
(2) - 2	保健所ごとに区分						
	01 村上 02 新発田 03 新津 05 三条 06 長岡 07 魚沼 08 南魚沼 09 十日町 10 柏崎 11 上越 12 糸魚川 13 佐渡						
(2) - 3	各保健所で付される番号						
	〔 登録業種ごとに登録を受けた順に001, 002, 003, …となる。 〕						

5 登録の表示

登録を受けた者（以下『登録業者』という。）は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示ができます。一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできません。また、登録は営業所ごとに行われるものであるため、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできません。

したがって、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が登録業者である旨の表示をすることはできません。

6 登録基準の概要

登録を受けるための基準を大別すると、『機械器具その他の設備に関する基準』（以下『物的要件』という。）、『事業に従事する者の資格に関する基準』（以下『人的要件』という。）及び『その他の事項に関する基準』（以下『その他の要件』という。）があり、登録業種ごとに定められています。

この『物的要件』『人的要件』『その他の要件』を備えた営業所について、登録に係る所定の手続きを完了したものが『登録営業所』となります。

なお、次の点に注意して下さい。

- (1) 『物的要件』『人的要件』『その他の要件』ともに法で定めているものについては、すべてを有していることが必要であり、特定の分野についてよりすぐれた設備等を有している場合であっても登録基準の一部が欠如している場合には登録できません。
- (2) 機械器具等（以下「機械器具等」という。）は各営業所ごとに常備することが必要です。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合（他県にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象として差し支えがありません。また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- (3) 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、差し支えがありません。
- (4) 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められません。
- (5) 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は、同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。
- (6) 登録事業の監督者等と特定建築物に選任されている建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできません。
- (7) 従事者の研修については、原則として作業に従事する者全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要です。
なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能です。
- (8) 再登録を受ける場合には、登録基準である「物的要件」「人的要件」「その他の要件」を満たしていなければなりません。

第3 登録申請手順等について

※この手引きでは、新潟市を除く新潟県内の営業所の登録情報を説明しています。
新潟市内の営業所の登録手続きについては新潟市保健所に確認してください。

1 登録申請書の作成

- (1) 事業者（法人の場合は、法人の代表者）は、本書「第6 登録基準・登録申請に必要な書類」に記載してある書類を作成してください。
- (2) 様式書類には、各団体で印刷しているものもあるので、各団体へ照会するとともに、従事者研修等について各団体の証明等が必要な場合には併せて照会してください。

2 登録申請書の提出

- (1) 事業者が、営業所ごとに、その所在地を所管する「保健所」（地域振興局健康福祉（環境）部、P 1 1 6 参照）へ1部提出してください。（電子メールによる提出が可能です。）
 - (2) 『再登録』については、前登録期限の切れる1ヶ月前から提出が可能となりますが、くれぐれも『再登録』手を忘れないよう注意願います。
 - (3) 手数料は次のいずれかの方法で納付してください。
 - ア 保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）の窓口でキャッシュレス決済（クレジットカード、コード決済又は電子マネー）で納付する。
 - イ 保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）から納付書を受け取り、指定の金融機関で納付する。
 - ウ 新潟県電子申請システムからクレジットカード又はペイジーで納付する。
- ※新潟県電子申請システムから発行される整理番号を登録申請書の余白（電子メールによる提出の場合はメール本文中）に記入してください。

<新潟県電子申請システム>

手続名：【 電子納付 】建築物における衛生的環境の確保に関する事業の
登録申請手数料

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29477



3 登録事務処理

登録制度の趣旨（P 1）において触れられているように、本県においては、登録事務に関する知事の権限を各保健所長に委任しているため、登録申請の窓口、登録証明書の交付等登録に関する事務処理※は、すべて保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）が行います。

※保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）が行う事務処理

- ①登録要件として定められている書類等が適切に添付されているかどうかを確認する。
- ②書類等の記載内容が法に定められた内容（『物的要件』、『人的要件』、『その他の要件』等）に合致しているかどうか等申請書類の審査をする。
- ③登録申請書記載内容について原則として現地確認を行う。
- ④「登録証明書」を作成し、登録申請者に登録証明書を交付する。

第4 登録後の届出・報告等について

1 変更の届出

(1) 次の事項に変更を生じた場合には、その日から30日以内に「第4号様式(その1)」(本書P52)により保健所(地域振興局健康福祉(環境)部)に届出なければなりません。

この届出については、1部を当該営業所所在地の所管保健所(地域振興局健康福祉(環境)部)へ提出してください。(電子メールによる提出が可能です。)

- ①氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- ②登録営業所の名称及び所在地
- ③責任者の氏名
- ④登録基準に係る主要な機械器具・その他の設備
- ⑤監督者等
- ⑥作業の実施方法等を記載した書面

(2) 上記①及び②に係る変更届に際しては、登録証明書を添付してください。変更内容を反映した登録証明書を書換交付します。④～⑥に係る変更届に際しては、変更後も登録基準に合致することを証する次の書類を添付してください。

上記④に変更を生じた場合

- ア 主要な機械器具の変更については、『機械器具の概要』(本書P48)。
- イ 保管庫の変更については、『施設案内図』『建物平面図』『保管庫詳細図』。
- ウ 水質検査室の変更については、『施設案内図』『建物平面図』『水質検査室詳細図』(本書「第6 登録基準・登録申請に必要な書類」の4「建築物飲料水水質検査業」の③-2に記載の要件を満たした図面)。

上記⑤に変更を生じた場合

- ア 『監督者名簿』(本書P49)に新たに監督者となる者の氏名等を記載。
- イ 変更後の監督者等が有資格者であることを証する書類。

上記⑥に変更を生じた場合

- ア 変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書類。

2 廃止の届出

登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から30日以内に「第4号様式（その2）」（本書P53）により届出なければなりません。

この届出については、登録証明書を添付し1部を当該営業所所在地の所管保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）へ提出して下さい。（電子メールによる提出が可能です。）

3 実績報告

登録業者は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、「実績報告書」（本書P54）により登録に係る事業の実績を報告してください。

この実績報告は、営業所ごと、事業ごとに行うものとし、1部を当該営業所所在地の所管保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）へ提出すること。（電子メールによる提出が可能です。）

「実績報告書」には次の書類を添付してください。

- ・『機械器具の概要』（本書P48）

実績報告書提出時の状況について記載。

- ・『監督者等名簿』（本書P49）

実績報告書提出時の状況について記載。

- ・『建築物環境衛生に関する事業の実績』（本書P55）

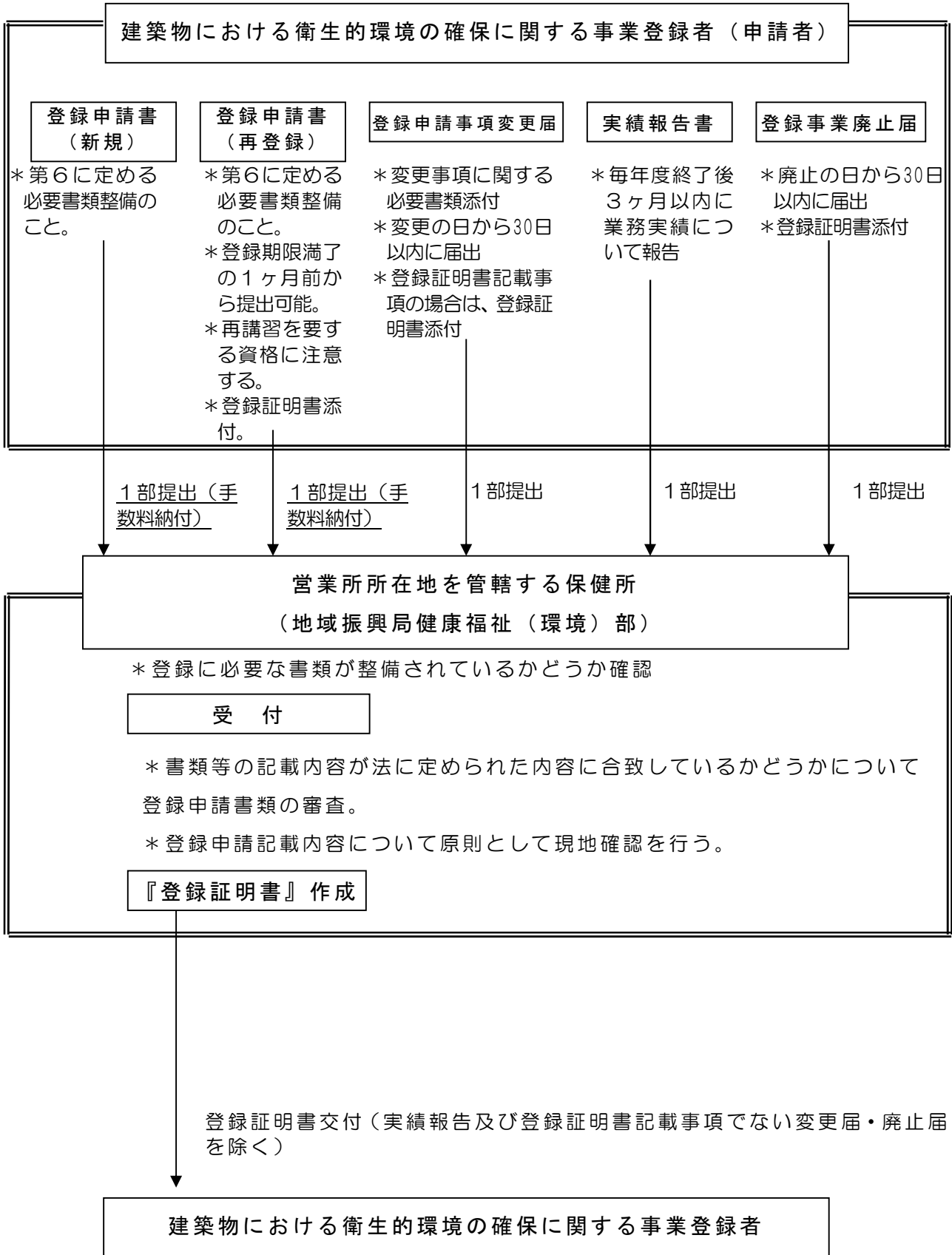
前年度1年間の登録事業に係る実施実績について記載。

なお、登録事業に係る実施実績がない場合でも実績報告書の提出は要するので注意願います。

4 登録の取り消し

登録営業所が、法に定める基準（本書「第6 登録基準・登録申請に必要な書類」に記載の『物的要件』『人的要件』『その他の要件』）に適合しなくなったときは、法の規定に基づき、登録を取り消されることがあります。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録等手続きフロー図



第5 従事者研修について

登録を受けるための基準（人的要件）の中で、作業に従事する者は、1年に1回以上従事者研修を受けなければならないことになっています。

1 従事者研修の形態

従事者研修の形態には、次の2通りがあります。

- (1) 厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録団体」）が、実施する『従事者研修会』。
- (2) 登録を受けようとする者が、自ら実施する『企業内研修』。

先に述べたとおり、作業に従事する者は、1年に1回以上研修を受けなければなりません。その従事者研修については、登録団体が実施する『従事者研修会』を受講することを原則とします。（詳細については、各団体に照会して下さい。）

また、諸般の事情により『企業内研修』を行う場合については、研修の内容、研修に使用する教材、研修の指導にあたる者等に関し、登録団体が行う『従事者研修会』に相当するものであることが必要です。研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましく、その内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要です。

2 登録団体が実施する『従事者研修会』

(1) 清掃作業従事者研修

（法第12条の2における第1号登録、第8号登録 以下同様）

登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会が、営業所の従事者研修指導者に対し講習を行い、その講習を修了した者が、それぞれの営業所の作業従事者に対し研修を行います。すなわち、登録団体は、直接作業従事者研修を実施するのではなく、各営業所において作業従事者研修の指導にあたる者を育成します。この方法により実施された場合は、登録団体が指導者講習修了者に「認定証」を発行するほか、別記第1（P13）の証明書を発行します。なお、本県開催分の申込先は、（一社）新潟県ビルメンテナンス協会となります。

(2) ダクト清掃作業従事者研修（第3号登録）

登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会又は（一社）日本空調システムクリーニング協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。

(3) 貯水槽清掃作業従事者研修（第5号登録）

登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（一社）新潟県貯水槽管理協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が、研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。

(4) 排水管清掃作業従事者研修（第6号登録）

登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会又は（一社）全国管洗浄協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。

(5) 防除作業従事者研修（第7号登録）

登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（公社）日本ペストコントロール協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が、研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。なお、（公社）日本ペストコントロール協会による本県開催分の申込先は、（一社）新潟県ペストコントロール協会となります。

3 登録を受けようとする者が実施する『企業内研修』

(1) 空調給排水管理従事者研修（第8号登録）

従事者研修を実施している登録団体がないため企業内研修となります。内容については、P38を参照してください。

(2) その他の登録事業の従事者研修

法令の内容等に基づき、適切な内容により研修を実施してください。

4 登録申請書に添付する「従事者研修実施状況」の書面

登録申請の際には、「過去の研修実績（新規登録は過去1年間の研修実績、再登録は過去6年間の研修実績）」及び「今後1年間の研修計画」を登録申請書に添付して下さい。

具体的な取扱いは以下のとおりです。

(1) 「過去の研修実績」

- ・登録団体が実施する『従事者研修会』を受講した場合には、登録団体が発行する修了証明書を添付して下さい。
- ・『企業内研修』の場合には、別紙3「従事者研修実施状況」（P50）に必要事項を記載し、登録申請書に添付して下さい。

(2) 「今後1年間の研修計画」

別紙3「従事者研修実施状況」（P50）に必要事項を記載し、登録申請書に添付して下さい。（登録団体が実施する『従事者研修会』を受講することを原則とします。ただし、登録団体の証明は不要。）